

## 第2回登別市簡易水道事業運営審議会議事録

開催日時

令和元年6月12日（水）午後2時00分

開催場所

登別市役所 第二委員会室

出席者

委員5名（会長、副会長含む）

事務局

9名

### 1 開会

（会長）

皆さん、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。第2回登別市簡易水道事業運営審議会を開催いたします。

前回の第1回審議会では、「登別市簡易水道事業の現状と今後の取組について」事務局より情報提供をいただいた後に、諮問事項であります「簡易水道料金の改定について」、改定の経緯、水道料金の算定方法、料金改定率の設定にあたっての考察経緯、現時点における改定案について説明をいただきまして、これに関しまして質疑を行いました。

その後、審議に必要となります資料について討議を行った結果、「料金改定による影響額について」の資料を、本日第2回審議会までに、事務局にて用意することとなりました。

本日は、まずは用意されました資料につきまして事務局より説明を受け、これに関する質疑を行った後に、簡易水道料金改定の是非などに関する審議に入ることいたしますが審議に先立って、まずは日程2の議事録署名委員の選出を行います。

### 2 議事録署名委員選出

（田瀬会長）

会議録署名委員につきましては、第1回審議会において、1回の会議ごとに五十音順で二名ずつお願いすることとなっております。

### 3 資料説明及び質疑

(会長)

それでは日程3の資料説明及び質疑に移ります。前回の審議会でも要求した資料につきまして、事務局より説明を受けた後に、これに関する質疑を行います。

それでは、事務局より、「料金改定による影響額について」、資料の説明をお願いします。

(事務局)

それでは、事務局より「料金改定による影響額について」、説明させていただきます。

今回の改定につきましては、段階的に3回の引き上げを予定していますので、現行料金、1回目の改定料金、2回目の改定料金、3回目の改定料金を掲載しておりまして、それぞれの差額を表示しています。

用途別の家事用の20立方メートルの使用ですと、現行料金3,151円が、1回目の改定で3,718円となり差額が567円、2回目の改定で4,273円となり差額が555円、3回目の改定で4,822円となり差額が549円となり、だいたい550円位ずつ値上がりしていくこととなります。

続きまして、営農用の100立方メートルの使用ですと、現行料金4,554円が、1回目の改定で5,758円となり差額が1,204円、2回目の改定で6,963円となり差額が1,205円、3回目の改定で8,166円となり差額が1,203円となり、だいたい1,200円位ずつ値上がりしていくこととなります。

続きまして、併用の200立方メートルの使用ですと、現行料金10,081円が、1回目の改定で12,628円となり差額が2,547円、2回目の改定で15,163円となり差額が2,535円、3回目の改定で17,692円となり差額が2,529円となり、だいたい2,500円位ずつ値上がりしていくこととなります。

続きまして、事業用の350立方メートルの使用ですと、現行料金83,468円が、1回目の改定で97,286円となり差額が13,818円、2回目の改定で111,026円となり差額が13,740円、3回目の改定で124,821円となり差額が13,795円となり、だいたい14,000円位ずつ値上がりしていくこととなります。

説明は以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。それでは、委員の皆様より、「料金改定による影響額について」、ご質問等があれば挙手にてお願いします。

(委員)

それぞれの改定の時期については。

(事務局)

第1回の審議会で説明させていただきましたが、1回目を2020年2月1日に予定しておりまして、その2年後に2回目、さらに2年後に3回目を予定しているところです。

(会長)

私から一つ、今の説明で家事用であれば20立方メートル、営農用が100立方メートル、併用が200立方メートル、事業用が350立方メートル使用の説明をいただきましたが、この使用量での利用者が多いということなのでしょうか。

(事務局)

あくまでも説明のため一例として選んだもので利用者が多いということではありません。また、表示している使用料につきましては、実際の利用者の皆さんの使用量に近い数字になっています。

(委員)

実際の料金計算は1立方メートルずつ計算されるのでしょうか。

(事務局)

ここに表示しているものはあくまで端数を切り捨て、サンプルとして表示しているものですので、実際計算は1立方メートル単位で行います。

(委員)

用途別に家事用、併用、営農用とありますが、併用と営農用の状況はどのようになっているのでしょうか。

(事務局)

家事用のメーターと営農用のメーターを個別に設置していれば、それぞれの料金計算となりますが、色々な事情によりメーターが一つしかない場合に併用として料金計算しています。前回近井委員が言われたとおり、それぞれにメーターを設置するほうが明確になるので、市としてもその方がいいのですが、メーターを設置するとなると工事費用は個人負担になり、強制することもできませんので、メーターが一つの場合には併用として取り扱っています。

(委員)

併用として利用している件数はどの程度でしょうか。

(事務局)

併用は30件程度に対して、営農用は13件程度となっています。

(会長)

その他、質問ありませんでしょうか。無いようですので、日程4の利用者説明会の開催結果報告に移ります。

#### 4 利用者説明会の開催結果報告

(会長)

それでは、事務局より先日開催しました、利用者説明会について開催結果報告をお願いします。

(事務局)

簡易水道料金改定に関する利用者説明会の開催結果報告ですが、まず開催概要について、2019年5月23日木曜日に札内偕楽園で、6月11日火曜日に千歳福寿園において、14時より、利用者の皆さんに現時点における簡易水道料金に関する市の考え方をお知らせするために利用者説明会を開催いたしました。

説明内容としましては、登別市簡易水道事業の現状と今後の取組についてと、簡易水道料金改定についての2つを説明させていただきました。

参加人数ですが、札内偕楽園、千歳福寿園でそれぞれ4人の参加があり、総数で8人の方に参加していただきました。

説明会全体を通じては、ありませんでしたが、終了後に個別に影響額について質問がありましたので、対応いたしました。

以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。それでは続きまして、日程5の諮問事項に関する審議に移ります。

#### 5 諮問事項に関する審議

(会長)

審議会としては、第一に簡易水道料金改定の是非について、また、これを容認する場合には、第二にその改定内容について調査審議を求められておりますので、はじめに改定自体の是非について審議を行いたいと思います。

簡易水道料金改定の是非について審議を行うにあたりましては、先日事務局より説明のありました、「簡易水道料金の改定について」の内容をどう考えるかが重要になると思います。

事務局からは、料金収入不足分を一般会計からの繰入金で補てんして、慢性的な料金収入不足の状況でありますので、支出削減などの経営努力をこれまで同様に実施するものの、料金改定をしなければ安定的な事業運営が難しいとの説明がありましたが、この点につきましてはいかがでしょうか。

(反対意見等なし)

(会長)

反対意見等もないようですが、現状としまして簡易水道事業というか公営企業については受益者負担により事業運営を行うことが基本的な考え方ですが、背景的に簡易水道事業では難しい状況がありますので、ある程度は一般会計で負担をしてもらいながらも、今回の料金改定については致し方ないと思います。

このようなことから、改定に関しては致し方ないとの意見で一致しているものとして。

続きまして、簡易水道料金改定を容認することとして、その改定内容についてですが、これに関しましても、先日事務局より説明のありました、「簡易水道料金の改定について」の内容を見ていきます。

市としては、資産維持費を含めた、一般的な料金算定方式であります「総括原価方式」で算定するという基本的な考え方をもちつつ、「施設整備のための資金をためること」、「経営上の不足分を補うこと」、「純損失の解消」、「基準外繰入金の解消」の検討した結果、今回に関しましては、大幅な改定率を回避するために、営農用料金について道内平均水準とすることと、水道料金との格差を解消したいと考えているわけですが、この点については、いかがでしょうか。

(委員)

道内平均水準にするとありますが、他の自治体で同じように料金設定しているところはあるのでしょうか。また、今後どの地域でも料金が引き上げになることが考えられるが、そうなると道内水準も上がると思うが、今後もそれに合わせていくのでしょうか。

(事務局)

現在の状況としましては、我々と同様な動きをしているという自治体は聞いて

おりません。今回に関しては、17年間料金改定を行ってこなかった、また、営農用については35年間料金を据え置いてきた経緯があり、その中で全道との差が生じてきたものと考えております。また、他の自治体は市町村合併の際などで料金の見直しを行っていた経緯もあり、今回は道内水準にしたいと考えたところがあります。

(会長)

その他、ご意見等ありますでしょうか。

(意見等なし)

(会長)

それでは、営農用料金を道内水準とすること、また、水道料金との格差を解消することに関しましては、これを賛成といたします。

それでは、改定率についてですが、1度の改定では58.61%と大変大きな改定率になることから、市としては、段階的に引き上げを行いたいと考えているわけですが、改定の時期、回数、改定率につきまして提示されていますが、これについてはいかがでしょうか。

(委員)

58.61%という急激な引き上げに対して、市が利用者負担を考えて段階的に引き上げを行うのは、良しとしなければならないと思います。

(会長)

その他、意見等ありますでしょうか。

(意見等なし)

(会長)

実際の段階的引き上げに関しましても、現在の市の考え方を賛成することとします。

次に、改定時期についてですが、市としては、2020年2月1日の改正を考えているところですが、この点については、いかがでしょうか。

(委員)

改定までに、利用者に情報の周知徹底を図り、理解をしてもらうようにしなければならないと考えます。

(委員)

説明会の参加人数も少ないように思えますので、改定時に知らなかったなど利用者から言われないように、情報の周知を行っていただきたい。

(会長)

その他、意見等ありますでしょうか。

(意見等なし)

(会長)

それでは、改定時期に関しても、現在の市の考え方を賛成とすることでまとめます。

ただし、前回、水道料金審議会の時もでしたが、やはり市民に情報を伝えるというのは難しいところがあり、説明会を開催してもなかなか参加してもらえない等あるとは思いますが、できる限り簡易水道事業の現状等の周知徹底を図ってもらいたいと思います。

以上で、諮問事項に関しては、審議会として意見がひと通りまとまったと思いますが、その他、委員の皆さんからご意見などありますでしょうか。

無いようですので、日程6の答申案に関する審議に移ります。

## 6 答申案に関する審議

(会長)

答申案につきまして、さきほど審議したとおり、今後、事業運営が出来なくなる見通しを考えると、審議会としても、簡易水道料金改定は行わざるを得ないとの方向で答申案をまとめることでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(会長)

続きまして、改定率についてですが、営農用料金については道内平均水準とすること、水道料金との格差を解消することを認め、市の考え方を妥当とする方向で答申案をまとめることでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(会長)

続きまして、段階的な引き上げについてですが、市の考え方、2年ごとに3回で引き上げることを妥当とする方向で答申案をまとめることでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(会長)

続きまして、改定時期についてですが、市の考え方、1回目を2020年2月1日にすることを妥当とする方向で答申案をまとめることでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(会長)

その他、答申に加えるべき意見などについて、委員の皆さんから何かありますでしょうか。

(委員)

老朽化している施設を大幅改修する際は、料金に影響することはないでしょうか。

(事務局)

必要な整備については、国の補助を活用しながら事業を進めていくこととしています。また、今後4年毎に料金の検証を行い、その都度施設整備の必要性も含めて、必要があれば改定する場合もあると考えています。

(委員)

今回の改定により、水道料金と同じにするのであれば、簡易水道事業について、利用者だけではなく、他の市民にも水道事業と簡易水道事業の関係性等の情報を提供する工夫を行っていただきたい。

(委員)

利用者以外の市民は、簡易水道を知らないのではないかと思いますので、簡易水道とはどういうものを市の広報誌等を活用して理解してもらうことが必要ではないでしょうか。

(事務局)

情報提供の重要性は言われているところでありまして、水道につきましては広



報誌に情報を載せていますが、簡易水道は、あまり載せてこなかった経緯がありますので、最初に混乱しないように、水道と簡易水道をわかりやすく説明しなければならぬと考えています。

今年、4月から簡易水道も公営企業となりましたので、今後は、水道同様に多くの情報を発信していかなければならぬと考えています。

また、現在ある水道ビジョンについては、ほぼ水道の情報しかないので、今後見直しの時には、簡易水道についての情報も載せる検討も必要と考えています。

(委員)

広報誌に掲載する場合は、水道と簡易水道の違いをわかるようにしないと、戸惑う市民も居ると思うので、注意してほしい。

(事務局)

情報提供について、4月から公営企業になったことにより、今まで以上に経営状況を明らかにしていかなければならぬとなり、水道と同じように、上期、下期に分けて収支の状況を広報誌等に掲載することになります。これにより今までになかった情報を提供できるようになり、12月の広報に上期の収支を掲載するので、その際に簡易水道について説明できるものと考えています。

(会長)

意見のありました、情報提供について答申の附帯意見としますでしょうか。

(委員)

将来的な話で、料金とは直接関係ないので附帯意見とはしなくていいのでは。

(会長)

それでは、以上の考え方に基きまして、次回第3回審議会までに、私が、皆さまの意見をもとに、答申案を作成いたします。

## 7 その他

(会長)

続いて、日程の7その他に移ります。はじめに、今後の審議予定ですが、私としては、次回第3回審議会において、答申をまとめたいと考えております。

そこで、次回第3回審議会の日程についてであります。私からの提案としては、7月16日火曜日に開催してはいかがかと考えておりますが、いかがでしょうか、また開始時刻につきましては、午後1時30分ではいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

(会長)

異議なしの声がありましたので、次回第3回審議会は、7月16日火曜日、午後1時30分より開催することといたします。開催案内、当日審議する答申案については、開催1週間前を目途に、事務局より送付いたします。

その他、委員の皆さまから何かありますでしょうか。

(なしの声あり)

(会長)

それでは、事務局より連絡事項等がありますでしょうか。

(事務局)

事務局より、委員の皆さまに1点確認したい事項がございます。委員の皆さまのお名前と所属団体名と会長等の役職名を載せております委員名簿を市の公式ホームページに掲載させていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(会長)

異議なしの声がありましたので、登別市の公式ホームページに委員名簿を公開することにいたします。

## 8 閉会

(会長)

それでは、予定した事項がすべて終了いたしましたので、これをもって第2回審議会を閉会いたします。皆さま、本日はありがとうございました。

終了 午後2時40分